

(7)

ホテル誘致策を検討 コンベンション機能不足の 対策を図る

建設経済

建設経済常任委員会は、支援を開始した。6月9日に開催され、議案2件、陳情1件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきもの、陳情は趣旨了承と決定した。

また、①ホテル誘致の取組や既存企業の再投資の誘発組②行政指導道路等の廃止組③以上2件について報告を受けた。

○ホテル誘致の取組について

（市の説明）
本市の企業立地等誘致策については、市内産業の空洞化とも言える大規模製造工場の閉鎖や、市外移転、湘南C-X（シークロス）への企業誘致などに対応するため、平成16年10月に「藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」を施行し、税制上の場

なる宿泊希望者が増加することが想定され、神奈川県や近隣市においても、国内外からの観光客等を引き込むため、企業誘致策の対象にホテルを設ける施策を開始している。

このような状況を踏まえ、本市としても、オリンピック競技の開催を契機として、他の自治体との競争において、優位に立てるようなホテル誘致策が必要と考え、企業誘致の対象にホテルを加えて経済的インセンティブを設ける施策の構築を検討している。

指定地域及び指定事業については、現行の条例では、工業系地域に限定し、指定事業は製造業を主としており、ホテルに関しては、用途地域の限定はせず、法令上ホテルの設置が可能な用途地域とし、支援対象とする事業としては、日本標準産業分類における旅館、ホテルのうち「ホテル」に限定する。

認定における施設の規模等の要件については、オリンピックを控え、国外から来られる方々にも十分対応できる施設を誘致するため、①客室数と客室平均面積等について、「客室数80室以上（200人以上を収容可能な多目的ホールを併設する場合）は、55室以上」かつ平均客室面積が13平方メートル以上であること②または「客室数40室以上かつ平均客室面積18平方メートル以上であり、その上で200人以上を収容可能な多目的ホールを併設していること」のいずれかを満たすこと、③国際観光ホテル整備法に規定するホテルの施設基準を満たすこと、④日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置の要件を満たすこと⑤以上3点を設けている。

開業期限としては、オリンピック開催までの開業を目指すことから、32年3月末までとする。また、事業継続義務期間については、

支援措置を受けた場合には、開業の日から10年を経過する日まで事業を継続することを要件とする。

支援の内容については、固定資産税及び都市計画税の5年間課税免除を基本とし、200人以上の収容可能な多目的ホールを併設する

今後の予定としては、28年6月議会での審査を踏まえ、9月議会において、条例の一部改正を提出し、10月1日の施行を予定している。

子どもの生活支援事業を新設 安心して夜を過ごせる場を提供

補正予算

補正予算常任委員会は、6月15日に開催され、議案3件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきものと決定した。

○平成28年度藤沢市一般会計補正予算（第2号）
（主な質問と回答）

質問 子どもの貧困対策として、食事の提供を含めた夜間の生活支援を行い、子どもが安心して夜を過ごすことができる場を提供する、子どもの生活支援事業については、具体的にどのような家庭を対象に実施していくのか聞きたい。また、今後の方向性について聞きたい。

回答 事業の対象は、児童扶養手当を受けているひとり親家庭のほか、生活保護の家庭、病気などにより生活困窮となった家庭の子どもなどを想定しているが、夜間にひとりで過ごす必要がないような子どもに優先的に補助をしていく地域を設けず、六会地区ではその方式の実証運行を行う。

質問 危険ブロック塀等への対応は、中長期的な取り組みとなることであるが、どの程度の期間を想定しているのか聞きたい。

回答 予約については、運行計画の中で具体的に定め

質問 危険ブロック塀等の安全対策工事に対する補助制度の実施について、津波避難経路を優先的に補助していくという考えがあるか聞きたい。

回答 沿岸部においては、地震発生後、津波の危険性があり、その避難ルートを確認することは重要であると認識している。今回の補助制度の趣旨は、まずは地

質問 六会地区におけるデマンド交通導入に向けた検討の実施について、デマンド方式とはどのようなシステムであるか聞きたい。

回答 デマンド交通は、事前に利用者が、時間と場所を指定して予約することによりタクシーを呼び、そこで乗り合人がいたら同乗し移動するというものである。六会地区ではその方式の実証運行を行う。

意見書

1件を政府等へ提出

○神奈川県最低賃金改定等に関する意見書
政府は、一億総活躍国民会議において、一億総活躍社会の実現に向けた緊急に実施すべき対策をまとめ、年率3%程度を目途とした最低賃金の引き上げを示している。

現在の神奈川県最低賃金の水準である905円を年収に換算すると約189万円となり、生計を維持するには難しい水準と言わざるを得ない。経済の好循環を確立するための個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げ

を全ての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要であり、その実現に当たり、中小企業、小規模事業者への支援策の実効性を高めることが求められる。

よって、政府等関係機関に対し、神奈川県最低賃金の諮問・改定の早期実施及び、中小企業、小規模事業者への支援策の取組み成果の見える化を図るとともに、コスト増や消費税の価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化を図ること等を要望する。（以上、要旨を掲載）



オリンピック競技の開催に向けホテル誘致に取り組む

水防訓練を視察 水防態勢の整備を図る

災害対策等特別委員会

災害対策等特別委員会は、5月20日に開催され、藤沢市消防防災訓練センターにおいて実施された平成28年度藤沢市水防訓練を視察した。

この訓練は、集中豪雨及び台風などに備え、発災時に迅速かつ的確に対応するための訓練を行い、水防技術の向上と水防態勢の整備

を図ることを目的として実施された。また、この訓練は、平成26年の台風18号接

られた。

訓練には藤沢市、藤沢市消防団、大和市危機管理課、神奈川県藤沢土木事務所及び藤沢市建設業協会の合計317人が参加し、①動員訓練②指揮本部設置訓練③情報整理訓練④低地浸水防護訓練（土のう作成・搬送・積み訓練）⑤広報・避難誘導訓練⑥内水排除訓練⑦河川氾濫防止訓練（1ト級袋詰栗石工法訓練）が行われた。

まず、訓練参加者が待機場所に集合する動員訓練が行われ、続いて現地指揮本部設置訓練が行われた後に、災害情報を掲示する等の情報整理訓練やその他の訓練が順次行われた。

低地浸水防護訓練では、消防団員らによる指導のもと、市職員が土のうを作成する訓練が行われ、視察した当委員会委員らもこの作成に参加した。続いて、土のう作成場所から搬送する訓練が行われた後に、建物への浸水やマンホールからの水の噴出を抑えるための土のう積み訓練が行われ、続いて現地指揮本部設置訓練が行われた。

広報・避難誘導訓練では、消防団消防車の車両スピーカーを使用して避難準備情報を住民に伝達する訓練が実施された。続いて、藤沢土木事務所、大和市及び藤沢市のパトロール隊が住民広報を行いながら模

難警告情報の住民伝達訓練が実施された。内水排除訓練では、市職員の排水ポンプ班が参加し、排水ポンプの設置及び仮設水槽から水を汲み上げる訓練が行われた。

また、建設業協会防災隊が、決壊の危険があると想定される模範河川の堰堤に、クレーン車を用いて栗石袋を設置した後に、消防団員が栗石袋の間隙に土のうを積み込む河川氾濫防止訓練が行われ、全ての訓練を終了した。

市職員による土のう作成訓練の様子



市職員による土のう作成訓練の様子